

# 景観法届出のチェックシート

## 【広域幹線道路沿道景観地区】

[ 駐車場の設置 ]

届出者の氏名				
行為の場所				
周辺の景観の特性				
項目	基準	適用	具体的な配慮又は工夫の内容	適・否
共通事項	1・景観上重要な山々や丘陵、歴史的な遺産等に対する主要な視点場 <sup>1</sup> からの眺望に配慮すること。	有・無		適・否
	2・地域の個性を尊重し、地域の景観に与える違和感や雑然さを軽減するよう努め、地域全体として調和のとれたものとなるよう配慮すること。	有・無		適・否
	3・行為地内に複数の建築物、工作物等を設ける場合は、全体として調和のとれたものとなるよう配慮すること。	有・無		適・否
駐車場の設置	1・駐車場を設置する場合は可能な限り周辺を樹木等により緑化し、周辺の環境との調和を図ること。	有・無		適・否

「適用」欄は、当該基準の適用の必要性の有無について記載して下さい。「適・否」欄は、記載不要です。

「具体的な配慮又は工夫の内容」欄は、枠内に収まらない場合は別紙若しくは図面に記載して下さい。

- <sup>1</sup> 主要な視点場とは、国道169号、国道169号バイパス、主要地方道桜井明日香吉野線、(都)中和幹線、大美和の杜展望台、松原神社周辺、芝運動公園周辺、大鳥居周辺をいう。